

## 独自基準の概要

条例名	移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例	
関係法律名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
条例委任された事項	移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準	
独自基準の内容	国の基準又は規定（抜粋）	県の基準又は規定（抜粋）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断歩道に接続する歩道等の縁端は、車道等の部分より高くし、その段差は2 cmを標準とする。</li> </ul>	⇒ 横断歩道に接続する歩道等の縁端と車道等の間には段を設けないものとし、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
設定理由、目的、想定される効果	車いすの使用者、高齢者等の通行の円滑化が図られる。	